

令和7年度 生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取組

八王子市立美山小学校

1. 生活指導の方針

(1) 目標

- ①自己実現を目指す中で児童相互の連帯と協調性を養い、自他を尊重する思いやりのある子を育てる。
- ②児童の理解に努め、事故や非行を未然に防止し、厳しさと温かさをもって助言指導し、健全な児童の育成に努める。

(2) 指導方針

- ①基本的な生活習慣の指導を徹底し、自他のことをよく考えて行動する自主性と社会性を育てる。
- ②児童一人一人を正しく理解し、それぞれの個性の伸長と、集団への適応ができるようにする。
- ③生活指導面での問題などは、常に話題として取り上げ、全教職員が共通理解し、指導助言していく。
- ④地域との連携を深め、共に協力して、校外生活面での児童の安全教育と健全育成に努める。

2. 生活指導の主な校内体制

- (1) 生活指導連絡会・・・全児童の生活指導上の課題について共通理解を図る。
- (2) 校内委員会・・・特別支援コーディネーターを中心とした特別支援の組織的対応を行う。
- (3) 学校いじめ対策委員会・・・いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図る。

3. 体罰防止のための取組

(1) 体罰の定義

教員が児童・生徒に対して、戒めるべき言動を再び繰り返させないという、教育目的に基づく行為や制裁を行うことを懲戒という。懲戒には、事实现為としての注意、警告、叱責、説諭、訓戒や法的効果をもたらす訓告、停学、退学の処分がある。

懲戒のうち、教員が児童・生徒の身体に直接的又は間接的に、肉体的苦痛を与える行為を体罰という。

体罰は有形力を行使するもの、行使しないものがあるが、いずれの場合も法によって禁止されている。

(2) 目 標 学校から体罰を根絶する ～体罰をしない、させない、許さない～

(3) 取 組

「しない」

- 職員会議や校内研修等、あらゆる機会を通して、体罰禁止の意識を共有する。
- 毎年 7 月に服務事故防止月間を体罰防止月間と位置付けて研修会を行う。その際、事例研究やチェックリストを活用し、望ましい指導の在り方を追求する。
- 教職員一人ひとりが体罰防止の意識を高めるために、毎月「体罰防止セルフチェック」を行い、指導方法を振り返る。
- 児童への指導については、一対一で行わずに必ず複数人で対応する。

「させない」

- 管理職は、自己申告書に基づく面接の機会をとらえて、教職員一人ひとりが児童に対して暴力的指導を行わないことを確認する。
- 学級王国的な環境の中で、閉鎖的・独善的な指導に陥ることのないよう教職員間で情報を共有したり、指導方法を高めあったりする校内体制を作る。
- 管理職は教員以外の職員にも指導方針や指導の在り方を説明する。

「許さない」

- 全校集会等の機会に、教職員や児童に暴力的指導は許されないことを講話し、暴力的指導を受容しない意識や態度を定着させる。
- 学校評価アンケートや学校運営協議会等を活用し、体罰根絶に向けた学校の取組を周知し、保護者・地域と連携した取組を推進する。
- 管理職は体罰や体罰と疑われる行為の報告・相談があった場合、直ちに事実確認をし、被害児童の受けた心身の苦痛等を踏まえ迅速に対応する。